



一般廃棄物収集運搬業許可証

住所
(所在地) 兵庫県たつの市龍野町大道2番地11

氏名
(名称) 株式会社 龍野衛生公社

代表取締役 深澤 健太

令和6年1月30日付で申請のあったことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により下記のとおり許可する。

令和6年3月6日

兵庫県揖保郡太子町長 沖汐 守彦



許可番号	令和6年度 第2024 - 10号
許可業種	一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥を除く)収集運搬業
事務所の所在地 及び名称	兵庫県たつの市龍野町大道2番地11 株式会社 龍野衛生公社
許可期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
収集区域	太子町内
許可条件	1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令及び施行規則、太子町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同条例施行規則、揖保保健衛生施設事務組合廃棄物(ごみ)の処理に関する条例及び同条例施行規則、その他関係法令を遵守すること。 2. 太子町域外からの一般廃棄物の持込みを禁じる。 3. 産業廃棄物との混載を禁じる。 4. 太子町指定の処理施設以外への搬入を禁じる。 5. 申請事項に変更があった場合は、ただちに町長に届け出ること。 6. 許可条件及び法令等に違反したときは、許可を取り消すことがある。

(遵守事項)

- 当該業務に従事する者に、その身分を示す従業員証を発行すること。
- 従業員をその業務に従事させようとするときは、常に従業員証を携帯させ、関係人の請求があったときは、これを提示すること。